

Q10. パート労働者でも産休や育休はとれますか？

A10. パート労働者であっても産前産後休業が取得できます。また、パート労働者でも実質的に継続雇用が見込まれる人は育児休業が取得できます。

母性保護措置である産前産後休業は、パート労働者であっても取得できます（労働基準法第65条）。なお、この規定に限らず、労働基準法はパート労働者にも適用されます。

また、パート労働者でも育児休業が取得できる人とは、具体的には以下の①、②をともに満たす人です（育児・介護休業法第5条）。

①同一の事業主に雇用された期間が1年以上あること。

②子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかである者を除く）。

注意：労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であっても、その契約が実質的に期間の定めのない契約と異なる状態になっている場合には、上記の①、②に該当するか否かにかかわらず、育児休業の対象となります。